

友部接骨院附属リハビリティ美原 重要事項説明書

(令和6年 8月1日 現在)

1. 通所 介護サービスを提供する事業者について

名称・法人種別	株式会社 T S U B O M A T S U
代表者職氏名	代表取締役 坪 松 徹
本社所在地	茨城県笠間市美原 3-4-15
電話番号	0296-77-1110

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所概要

名称	友部接骨院附属リハビリティ美原
所在地	茨城県笠間市美原 3-4-16
事業所番号	地域密着型通所介護 0891600207
	通所介護相当サービス 0891600207
管理者	山田 大輔
電話番号	0296-71-7810
FAX番号	0296-71-7830
送迎サービス対象地域	笠間市友部地区

(2) 職員体制表

役職	主な職務内容	
管理者	常勤 1名	事業所の従業者の管理及び業務の一元的な管理等。
機能訓練指導員	常勤 1名 (管理者兼務) 非常勤 1名 (介護職員兼務)	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言等。
生活相談員	常勤 1名 (介護職員兼務) 非常勤 2名 (介護職員兼務)	通所介護等の利用申込にかかる調整、通所介護計画書等の作成、利用者の日常生活上における必要な相談援助等
介護職員	常勤 1名 (生活相談員兼務) 非常勤 5名 (内 1名 機能訓練指導員兼務)	利用者的心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務等。

(3) 事業所の設備等

定員	午前の部：10名 午後の部：10名	静養室	1室
機能訓練室	1室 49.68 m ²	相談室	1室
浴室	なし	送迎車	2台

(4) 営業時間

月曜から金曜 午前8時00分～午後6時00分
土曜 午前8時00分～午後1時00分

(5) 定休日

日曜、祝祭日、8月13日～16日、12月30日～1月3日

(6) サービス提供時間

<午前の部> 午前9時00分～午前12時00分
<午後の部> 午後1時30分～午後4時30分

3. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

指定通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。また、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

4. 提供するサービス内容

- (1) 介護（利用者に添う介護、移動介助等）
- (2) 機能訓練指導・運動器機能の向上
- (3) 送迎
- (4) 利用者にかかわる相談援助

5. 料金

(1) 利用料金

①通所介護費等

【利用料金表：地域密着型通所介護】

笠間市：10.14% 地域加算

・地域密着型通所介護費 (3時間以上4時間未満)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	単位/416 日	478 単位/日	540 単位/日	600 単位/日	663 単位/日
利用料	4218 円	4846 円	5475 円	6084 円	6722 円
自己負担額 (1割)	422 円	485 円	548 円	609 円	673 円
(2割)	844 円	970 円	1095 円	1217 円	1345 円
(3割)	1266 円	1454 円	1643 円	1826 円	2017 円

・加算

サービス項目	単位数	利用料	自己負担額 (1割)	(2割)	(3割)
個別機能訓練加算 I	56 単位	567 円	57 円	114 円	171 円

【利用料金表：第1号通所事業】

	月4回以内	月8回以内
単位数	436 単位	447 単位
利用料	4421 円	4532 円
自己負担額 (1割)	443 円	454 円
(2割)	885 円	907 円
(3割)	1327 円	1360 円

・介護職員等処遇改善加算 II (9.0%)

所定単位数*×加算率 (9.0%) ×笠間市地域単価 (10.14) ×自己負担 (1割/2割/3割)

上記計算式により、算出された金額から法定の介護給付費を引いた金額が自己負担となります。

②送迎代 無料

笠間市友部地区（※送迎範囲から大きく外れる際には要相談としています。）
旧笠間地区、旧岩間地区は自己通所又は家族送迎です。

(2) キャンセル料 なし

無断キャンセルはご遠慮ください。キャンセルの場合には前日までに必ずお電話 (0296-71-7810) でお知らせください。キャンセル時には振替利用をお願いしています。また、理由不明のキャンセル、契約回数（月8回、月4回）以下の利用が続く時などには契約した固定枠を減らすことになり、場合によっては契約解除の措置を講じことがあります。予めご了承ください。

（3）利用料金の支払方法

毎月 15 日頃までに前月分を現金で請求いたしますので、当月末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。なるべくお釣りのないようにお支払いください。

6. サービスの提供にあたって

（1）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

（2）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

（3）利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（介護予防居宅サービス計画）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画（介護予防通所介護計画（以下「通所介護計画等」という）を作成します。なお、作成した「通所介護計画」等は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

（4）サービス提供は「通所介護計画」等に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

（5）通所介護等従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

（6）金品等の受け取りは致しません。

（7）施設内は駐車場を含めて全面禁煙です。喫煙はご遠慮ください。

（8）飴やガムなどの食料を口に含んでの機能訓練は誤嚥のリスクがあり、大変危険です。持ち込みもご遠慮ください。尚、低血糖などの身体に影響を及ぼすリスクがあり、何らかの飲食物を携帯しなければならない場合には、予めご相談の上で持参してください。

（9）持ち物は踵がある運動靴、タオル、プラスチックコップ・飲料水です。ご自身でご準備ください。

（10）暴言、暴力、迷惑行為は直ちに警察へ通報します。そのような行為が発生した場合には、背信行為として即日契約解除とします。詳細は虐待・ハラスメント防止の欄をご確認ください。

（11）機能訓練室内では、携帯電話及びスマートフォンなどの電子機器のご使用はご遠慮ください。

（12）トイレ使用は男性も座ってご使用いただきますようお願いします。

（13）当事業所の施設内外で発生した利用者間のトラブルについて、当事業所に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

（14）初回利用時には、「おくすり手帳」を持参してください。控えを取らせていただきます。

7. サービスの利用のための留意事項

利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用することとします。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図り、体調の度合いにより、事業所の判断でサービスの提供を中止させていただく場合があります。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症の対策として、送迎車内、施設内ではマスクの着用を義務化しています。また、自宅で体温測定してからのご来所をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、速やかに当事業所までご連絡ください。

8. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9. 事故発生時の対応

(1) 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。

(3) 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 虐待の対応方法

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する施設の責任者は管理者、最高責任者は法人代表です。
- (2) 苦情解決対策を整備しています。
- (3) 従業者に関する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は利用者（家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

11. ハラスメントの防止対策

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、ハラスメントの防止に向けて取り組みます。下記は、当該法人職員、取引先事業所の方、ご利用者及び家族等が対象になります。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的嫌がらせ行為
 - ・執拗に従業者のプライベートに触れる発言

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じるとともに、即日利用契約解約とします。

1 2. 事業所サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情担当

相談・苦情等 窓口担当者	
管理者	坪 松 徹
電話番号	0296-77-1110

②当事業所以外に、公的な相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【市区町村（保険者）の窓口】

笠間市役所高齢福祉課	電話番号	0296-77-1101
------------	------	--------------

【茨城県国民健康保険団体連合会の窓口】

茨城県国民健康保険団体連合会苦情 相談窓口	電話番号	029-301-1565
--------------------------	------	--------------

1 3. 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	令和 年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

14. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〔事業者〕

事業者 株式会社 T S U B O M A T S U
所在地 茨城県笠間市美原 3-4-15
代表者 代表取締役 坪松 徹

〔事業所〕

事業所 友部接骨院附属リハビリデイ美原
所在地 茨城県笠間市美原 3-4-16
管理者 山田 大補

説明者

印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要な事項の説明を受けました。

〔利用者〕

住 所 茨城県笠間市
氏 名

印

〔代理人〕

住 所

氏 名

印